

2026年2月

お取引様各位

株式会社ナールスコーポレーション

ナールスゲンロゴマークのご利用方法に関する件

平素は弊社製品へのひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

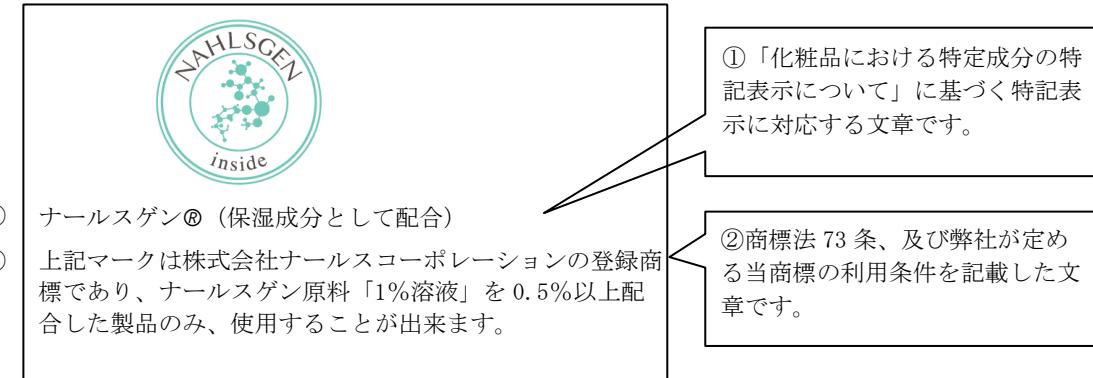
さて、この度弊社化粧品原料ナールスゲン®のロゴマークを商標登録申請致しましたので、その利用方法につき、以下の通りご案内申し上げますので、ご確認賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点、ご質問等ございましたら弊社担当までお申し付けください。

記

1. ロゴマークのご利用方法

<記載例>



- ・①は「化粧品における特定成分の特記表示について」(昭和47年2月2日 薬監第27号) (*)に基づき、併記を推奨致します。
(*)「化粧品における特定成分の特記表示について」においては、特記表示(特定の成分を目立つよう表示すること)は、配合目的を併記すれば差支えないとされています。
- ・②は商標法73条、及び弊社が定める当商標の利用条件を記載した文章です。併記を推奨致しますが、必須ではありません。

2. 配合目的の表記例

①の記載に関し、弊社では、次ページ表の通り「化粧品の効能の範囲」を裏付けるデータを保有しております。表記例を以下に記載しましたので、貴社製品にナールスゲン®の配合目的を表記する際の参考にして頂ければと思います。

「化粧品の効能の範囲」	表記例（参考事例ですので、貴社にて適宜変更して頂ければと思います。）
(3) 頭皮、毛髪を健やかに保つ。	ナールスゲン®（頭皮をすこやかに保つ成分として配合）ナールスゲン®が頭皮、髪をすこやかに保ちます。
(19) 肌を整える。	ナールスゲン®（整肌成分として配合） 肌を整える成分としてナールスゲン®を配合しています。 ナールスゲン®が肌を整えます。
(21) 皮膚をすこやかに保つ。	ナールスゲン®（皮膚をすこやかに保つ成分として配合）ナールスゲン®ですこやかな肌へ。
(22) 肌荒れを防ぐ。	ナールスゲン®（肌荒れ防止成分として配合）ナールスゲン®が肌荒れを防ぎます。 肌あれを防止するためにナールスゲン®を配合しています。
(25) 皮膚の水分を保つ。	ナールスゲン®（保湿成分として配合） 皮膚の水分を保つ成分としてナールスゲン®を配合しています。 肌水分の蒸発を防ぐためにナールスゲン®を配合しています。 皮膚から水分の蒸散を防止するためにナールスゲン®を配合しています。 ナールスゲン®が肌の水分を逃がさずうるおいをキープ。 皮膚の潤いを保つ成分としてナールスゲン®を配合しています。
(27) 皮膚を保護する。	ナールスゲン®（皮膚保護成分として配合）肌を保護する成分としてナールスゲン®を配合しています。
(29) 皮膚の乾燥を防ぐ。	ナールスゲン®（皮膚乾燥防止成分として配合）肌の乾燥を防ぐ成分として、ナールスゲン®を配合しています。
(32) 肌を滑らかにする。	ナールスゲン®（肌をなめらかにする成分として配合）お肌を滑らかにする成分として、ナールスゲン®を配合しています。

上記の組み合わせ	<p>肌荒れを防いで健やかな肌を保つためにナールスゲン®を配合しています。</p> <p>肌をすこやかに整える成分として、ナールスゲン®を配合しています。</p> <p>ナールスゲン®が、乾燥から肌を保護します。</p> <p>ナールスゲン®が、乾燥を防ぎ、頭皮毛髪をすこやかに保ちます。</p>
----------	--

3. ロゴマークのアレンジ例 ロゴマークは以下のようにアレンジ可能です。

配合目的の表記につきましては、同様の表示をお願い致します。

アレンジ	具体例
<p>枠線、文字などの色のバリエーション： 色の指定はございません。</p>	<p>・カラー  ・モノクロ </p> <p>文章の記載を近くに入れる事。</p>
<p>円形枠内の塗りつぶし： 色の指定はございませんが、文字や図形を明確にしてください。</p>	<p>・カラー  ・モノクロ </p> <p>・カラー  ・モノクロ </p> <p>文章の記載を近くに入れる事。</p>

以 上